

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）<u>第9条の規定に基づき</u>、佐賀県東部工業用水道局（以下「水道局」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（代決）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 局長が専決すべき事務について、<u>局長が不在のときは、所長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（非常災害の場合の措置）</p> <p>第8条 略</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）<u>第12条の規定に基づき</u>、佐賀県東部工業用水道局（以下「水道局」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（代決）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 局長が専決すべき事務について、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>(1) <u>局長が不在のときは、所長</u></p> <p>(2) <u>局長及び所長がともに不在のときは、副所長</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（非常災害の場合の措置）</p> <p>第8条 略</p> <p>（補則）</p> <p>第9条 <u>この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</u></p> |

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。